

第5回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（第25条～第27条）

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇所	意見	対応	
			方法	主な論点
1	第25条第1項	本条例が最高規範性を有していることについては、過去の議論等において確認されており、条文については現状のままで良いと考える。	現状のままとする	前回の検証（平成29年度）において、本条例は「寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範である」ことを分かりやすく表記する条例改正を行ったところであり、過去の議論等を踏まえ、条文は現状のままとします。
2	第25条第2項	本条例が他の条例制定・改廃などの際に最も尊重すべき条例であることの証になるよう、「尊重しなければならない」の前に「最大限に」と追記してはどうか。	逐条解説で対応する	現行の規定においても、他の条例案の検討に当たっては本条例を尊重し、整合を図ることとしていることから、条文は現状のままとした上で、逐条解説の記述内容を充実することとします。
3	第25条全般	本条例の実効性を担保するためにも、条例の内容の市民周知・啓発の促進が必要である。情報発信の内容や方法など伝え方の創意工夫が必要である。	—	行政において、広報紙やホームページ等を活用した条例の周知等に取り組んでいますが、SNSを活用した興味を持ってもらえる発信を行うなど、引き続き、創意工夫を凝らした情報発信の在り方について検討することとします。
4	第27条	「5年」は何を目安に規定したのか。デジタル化・グローバル化の進展、あるいはコロナ禍を意識しているのであれば、もっと早く、例えば3年で検証するなどしてもよいのではないか。	逐条解説で対応する	現行の規定は5年を「超えない」期間となっており、大きな社会変化がある場合は短縮できる一方で、計画行政の観点等を踏まえると、5年程度は一定妥当な期間であることから、条文は現状のままとした上で、大きな社会変化等が生じた場合の機動的な検証の在り方について、逐条解説に追記することとします。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
5	第27条	逐条解説において、「検証の形骸化を防ぐ手立てを講じなければならない」など記述すべきである。	逐条解説で対応する	数次にわたる検証を重ねることで、「検証の形骸化」が懸念されるところであり、検証時点の課題や社会変化等を踏まえた逐条解説の記述について検討することとします。